

平成23年度
愛知県包括外部監査結果報告書
(概要版)

「県民生活部文化芸術課及び同課が所管する財団法人愛知県文化
振興事業団にかかる財務に関する事務の執行について」

平成23年12月

愛知県包括外部監査人
弁護士 伊藤 倫文

目 次

第1章 総論	1
第1 監査の概要	1
第2 報告書の構成	1
第2章 県民生活部文化芸術課（総論）	2
第1 はじめに	2
第2 予算額及び決算額	2
第3章 県民生活部文化芸術課の総論的問題点	3
第1 文化振興事業（一般）について	3
第2 施設管理（指定管理者制度）	4
第3 行政財産の目的外使用	5
第4 基金	6
第4章 愛知芸術文化センター（栄施設）	7
第1 はじめに	7
第2 愛知県美術館	8
1 愛知県美術館の組織	8
2 運営について	9
3 美術品の取得，活用，評価について	9
4 作品の点検について	12
5 所蔵作品展について	12
6 企画展について	12
7 ギャラリー展示室について	13
第3 愛知県芸術劇場	13
第4 愛知県文化情報センター	14
第5 その他施設	15
第5章 愛知県図書館（愛知芸術文化センター名城施設）	17
第1 概要	17
第2 組織	17
第3 蔵書・資料の選定・管理	18
第4 事業内容	18
第5 情報管理システム	19
第6 5階レストラン等	19
第7 5階会議室	20
第8 業務効率化に向けた取組み，指定管理者制度	20

第6章	愛知県陶磁資料館	21
第1	愛知県陶磁資料館の概要	21
第2	組織	21
第3	愛知県陶磁資料館所蔵の作品	21
第4	展示について	22
第5	陶磁資料館の観覧者数について	23
第6	陶芸館について	23
第7	広報活動について	23
第8	陶磁資料館の収支について	23
第9	レストラン、ショップ、茶室の運営	24
第10	指定管理者制度の導入	24
第11	陶磁フェスティバル	24
第12	施設の有効活用のための施策	25
第7章	財団法人 愛知県文化振興事業団	26
第1	はじめに	26
第2	人事について	26
第3	基本財産	26
第4	文化振興事業団の事業について	26
第5	オペラ事業について	27
第6	補助金について	28
第7	公益法人認定について	28
第8	総括	28
第8章	トリエンナーレ	29
第1	あいちトリエンナーレ2010の概要	29
第2	あいちトリエンナーレ2010の収支等	29
第3	芸術監督選任手続	30
第4	ディスプレイ委託費	30
第5	長者町会場借用謝金	31
第6	現代美術企画コンペ	31
第7	トリエンナーレ終了後の作品	32
第8	経済波及効果	32

第1章 総論

第1 監査の概要

- 1 選定した特定の事件
県民生活部文化芸術課及び同課が所管する財団法人愛知県文化振興事業団にかかる財務に関する事務の執行について
- 2 監査対象事件を選定した理由
県民生活部文化芸術課においては、文化芸術の振興、文化活動の支援・促進に関する業務を行っているが、
 - ① 施設面
県の多くの施設では指定管理者制度が導入されているが、同課が所管する施設〔愛知芸術文化センター（栄施設・名城施設）及び愛知県陶磁資料館〕は県直営となっており、管理のあり方の検討が必要であること
 - ② 企画展（展示事業）の収支
愛知県美術館、愛知県陶磁資料館のいずれも、企画展（展示事業）を行っているが、当初予算に比して入場料収入等が低い事業が多く、事業採択、事業遂行の在り方等を検討する必要があること
 - ③ 基金
同課においては、文化振興基金、美術品等取得基金を所管しているが、基金の必要性の有無、運用方法の是非等を検討する必要があること
 - ④ 財団法人愛知県文化振興事業団
平成4年4月1日に、愛知県が20億円を出捐して設立したが、当初予定した運用利益があげられておらず、毎年、多額の事業費・運営費の補助金が交付されており、事業の効率性等を検討する必要があること
 - ⑤ あいちトリエンナーレ
平成22年度に、あいちトリエンナーレ2010を開催し、しかも、今後も3年に一度、あいちトリエンナーレを開催する予定である以上、財務の状況について監査しておく必要が高いこと等の問題もあり、監査する必要があると考えた。

第2 報告書の構成

本報告書では、違法不当な疑いがあり、是正措置が必要と考えるものについては【結果】に、直ちに、是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれるものについては【意見】に記載した。

第2章 県民生活部文化芸術課（総論）

第1 はじめに

＜県民生活部文化芸術課＞

地域の安全やNPO活動の支援など、心豊かに暮らせる県民生活を確保する仕事を行う県民生活部において、文化芸術課は文化芸術の振興を図ることを目的としている。

文化芸術課は、「新しい政策の指針」（平成18年3月策定）において戦略的・重点的な政策のひとつとして位置づけられた「芸術創造あいちづくり」並びに「文化芸術創造あいちづくり推進方針」（平成19年12月策定）の推進を担うとともに、県民文化活動の促進（文化活動の支援、愛知県芸術文化選奨）等を行っている。

また、地方機関である愛知芸術文化センター（栄施設）、愛知県図書館（愛知芸術文化センター 名城施設）及び愛知県陶磁資料館、さらに財団法人愛知県文化振興事業団を所管している。

第2 予算額及び決算額

＜決算額＞

文化・芸術関連歳出は、第4款・県民生活費の中の文化学事振興費に集約されている。文化学事振興費は、文化学事振興総務費、芸術文化センター費、陶磁資料館費から成り立っている。過去5年間にわたる、県歳出合計、県民生活費及び文化学事振興費の決算額の推移は、下記のとおりである。

文化学事振興費の決算済額の推移

（単位：千円）

項目	H18	H19	H20	H21	H22
県歳出合計	2,309,112,439	2,315,501,694	2,392,782,849	2,432,094,134	2,264,647,337
県民生活費	12,058,318	14,682,326	12,451,821	13,799,061	14,982,702
文化学事振興費	4,232,226	4,736,314	4,116,405	4,155,885	3,960,759
文化学事振興総務費	537,479	570,856	643,487	737,160	836,671
芸術文化センター費	3,274,007	3,735,273	3,052,923	3,005,410	2,705,628
陶磁資料館費	420,740	430,184	419,993	413,314	418,458

文化学事振興費の過去5年間の県歳出合計に対する割合は、0.17%から0.20%で推移している。

文化学事振興総務費は、文化学事振興費のおおむね12%を支出していたが、あいちトリエンナーレの開催に併せ、大幅に増加し、平成22年度では21%強となっている。

第3章 県民生活部文化芸術課の総論的問題点

第1 文化振興事業（一般）について

1 愛知県の取組

平成19年12月に「文化芸術創造あいちづくり推進方針」を策定した。

2 愛知県における文化振興事業費

県の平成22年度における文化学事振興総務費総額は約8億3667万円（ただし、文化芸術課が所管するのは約7億8803万円）であるが、その主なものは次のとおりである。

① 芸術文化選奨事業費	494万0058円
② あいちトリエンナーレ2010開催費	4億4926万5878円
③ 子ども芸術大学開催費	982万5268円
④ 新進アーティスト育成支援事業費	1564万5888円
⑤ 文化活動事業費補助金	2624万4000円
⑥ 名古屋フィルハーモニー交響楽団事業費補助金	7650万0000円
⑦ 愛知県文化振興事業団補助金	1億6595万9746円

なお、子ども芸術大学、新進アーティスト育成支援事業は、平成22年度で廃止され、新たに、あいちトリエンナーレ地域展開事業のなかで、同様な事業が展開される。

3 愛知県文化活動事業費補助金について

(1) 文化活動事業費補助金（文化振興費補助金）は、文化振興基金の運用益の一部を当て、文化活動事業に対して補助をするものであり、平成3年当時は、1億3275万円であった。ただ、その後の社会経済状況の変化、基金利子の大幅減少により、これを補うために一般財源の投入が行われたりしてきたが、平成22年度の補助金は、2624万円余である。なお、従前は、すべての申請者に対し補助金を交付していたが、外部審査方式を導入し、補助金対象者を選別するようになった。

(2) 財源との関係のなかで、今後は、文化活動事業の振興のため、どのような基準で、どのような活動をしている団体に対し、補助金を支給するかを、慎重に議論したうえで基準を設け、適正な審査によって、対象者を決定すべきものとする。

4 新進アーティスト育成支援事業費、子ども芸術大学開催費

両事業とも、県のほか、芸術団体、報道関係者で構成する「実行委員会」を設置して、県からの負担金により実施している。

【意見】

県負担金のみで事業を遂行するのであれば、実行委員会方式を採用する意義はあまり認められず、かえって、実行委員会方式の場合、事業費支出に対する県のチェックが行き届かない可能性もないわけではない。

第2 施設管理（指定管理者制度）

1 愛知県における指定管理者制度の導入について

県では、「直営施設についても、直営の是非を検討し、指定管理者制度導入について継続的に検討していく」（愛知県第五次行革大綱）ことにしている。平成23年4月1日現在、「公の施設」94施設のうち、直営は、18施設である。

2 芸術文化施設と指定管理者制度について

- (1) 県民生活部文化芸術課が所管している、愛知芸術文化センター（栄施設・名城施設）及び愛知県陶磁資料館は、いずれも、指定管理者の指定はなされておらず、担当部では、基本的に現行体制の存続が相当であると判断していた。実際、博物館（美術館を含む）や図書館では、司書や学芸員などによる調査・研究する機能や、公的な資料を保存する機能も期待されているのも事実である。
- (2) 「直営（個別業務を委託）」を選択する場合にも、経費削減を図っていくことは当然であるが、一方、指定管理者制度を導入するにしても、
 - ① どの範囲の業務を対象とするか（施設管理部分だけであるのか、学芸部分も指定管理の対象とするのか）
 - ② 施設管理部分だけを対象とするとしても、公の施設である点から、指定管理者による管理にどのような制限を設けるか
 - ③ 学芸部分も指定管理とする場合、地域の特性やニーズを理解する司書、学芸員の確保をどのように図るのか（従前の司書・学芸員の派遣や、雇用を条件にするのか）、また、スキルアップをどのように図るのか
 - ④ 指定期間をどのようにすべきか等々を個別的に検討していく必要がある。

第3 行政財産の目的外使用

1 行政財産の特別使用にかかる使用料について

行政財産の目的外使用にかかる使用料については、「行政財産の特別使用にかかる使用料条例」で、上限を定め、具体的な使用料の額は、「行政財産の特別使用にかかる使用料の細目料金」として定めている。そして、建物の使用料については、土地の相続税評価額（13段階）、建物の種類・構造と建物の年数で、分類わけをして、金額を決定しているが、建物の建築費用等は、上記の範囲内では、考慮されていない。

【意見】

建物の使用料について、「細目料金」では、その目的物である個別の建物の価格が十分には反映されない形で、算出されているが、土地価格はもとより、当該建物価格も、使用料算出の基礎とすべきである。

2 具体的な減免許可の方法

「細目料金」に定める使用料で公募したところ、応募がなかったため、使用料を大幅に減免して再公募して、業者を決定しているケースが見受けられる。

【意見】

1 業者の募集方法

「細目料金」の金額で使用者を募集する場合に、減額が可能である旨を付して、使用希望者に、減免額を提示させるような方法も考えるべきである。

2 減免を疎明する資料の要求

使用料の減免は、あくまで例外である以上、減免を許可するにあたっては、減免を相当とする資料の裏付けを必要とすべきと考える。

3 個別使用料基準の設定

施設内のレストラン等、その施設にとって不可欠なものであり、しかも、「細目料金」の使用料からの大幅減免が予想されるようなものについては、「細目料金」基準の例外としての使用料を、個別に規定することも検討すべきものとする。

4 使用料の減免幅の変更

行政財産の特別許可が毎年繰り返されるような場合には、たとえば、3年ごとに、使用料が相当であるかを検証のうえ、当初の減免割合を絶対のものとし、増額した使用料を前提とした許可をすべき場合もあると考える。

第4 基金

1 県民生活部文化芸術課の所管する基金

県民生活部文化芸術課の所管する基金は、①文化振興基金、②美術品等取得基金の2種類である。

2 文化振興基金

文化振興基金は、平成3年に、一般財源100億円で設置されたが、その後も寄附等がなされ、現在は103億4690万円である。

基金設置当時は、年利率6%での利子6億円が得られる見込みで、その運用益で「文化活動事業費補助金」「文化振興事業団補助金」等を賄う予定であったが、運用利率が低下したため、その全額を賄うことはできず、一般財源に多くを頼らざるを得なくなっている。また、平成23年度の条例改正で、「文化の振興」に加え、「あいちトリエンナーレの開催及びその開催の目的に資する活動に対する支援」への利用が認められ、改正後に積み込まれた基金については、基金自体の処分も可能となった。

【意見】

100億円を超える基金であっても、運用利率が低いため、十分な運用利益が期待できないのであれば、厳しい財政状況のもと、改正前に積み立てられた基金であっても、取り崩すことを検討してもよい。

3 美術品等取得基金

美術品等取得基金は、美術品、陶磁器等の取得を円滑に行うために設置されたものであり、愛知芸術文化センター愛知県美術館が開館するのにあわせて、美術品を購入する必要から、平成4年に、基金の額を50億円として設置された。基金で美術品等を購入すると、現金が減少し、美術品等が基金に属することになる。

寄附・運用益の積み立てによって、平成22年度末では、基金総額は112億0947万円余（内訳：現金15億5730万円余、美術品等96億5216万円余）に上っており、基金に属する美術品等は、1390点である。なお、平成23年6月に、民間から2億円の寄附がなされた。

美術品等については、価格の変動も当然認められるため、112億0947万円余の基金があるとはいえ、あくまで、現在の現金と、購入時の美術品の評価額（購入価格）の合計額に過ぎず、実際の評価額を正確に表すものとは言い切れないところである。

県財政の厳しいなか、美術品等取得基金については、3年間で1億2000万円の範囲内（美術館9000万円、陶磁資料館3000万円）で購入する運用が行われている。

第4章 愛知芸術文化センター（栄施設）

第1 はじめに

1 愛知芸術文化センターとは

愛知芸術文化センターは、総合的な芸術文化の殿堂として、平成4年10月に全館開館した施設である。栄施設と名城施設の2つからなる。

2 施設及び組織概要

愛知芸術文化センター（栄施設）には、①愛知県美術館、②愛知県芸術劇場、③愛知県文化情報センター、④アートパーク東海（駐車場）、⑤レストラン、⑥喫茶、⑦アートショップ、⑧プレイガイドがあり、平成23年度予算額は、およそ21億6700万円である。

愛知芸術文化センターでは、設立経緯などの関係から、栄、名城両施設を統合管理してきた。

【意見】

栄施設と名城施設の管理方法について、統合管理だけでなく施設毎の分割管理の場合も比較検討し、効率の高い方を選択すべきである。

3 運営委員・職員について

(1) 組織について

愛知芸術文化センターにおいては、同センターの業務の企画及び運営その他に意見を述べ、指導を行う総長を置き、別に実務者トップであるセンター長が配置されている。

(2) 総長について

ア 設置根拠

【意見】

愛知芸術文化センターの総長は地方公務員法第3条に規定する特別職の非常勤の職であるが、県において他に行政組織規則に規定する一般職の「総長」も存在するため、用語の混乱をもたらすおそれがあり、一方の名称を変更するなど、対応を検討すべきである。

イ 勤務形態

勤務形態は週2日を原則としているが、過去に月5日勤務や、知事が兼任して職務を遂行した時期もあった。

【意見】

総長になる人物により勤務日が変動する傾向があるため、総長の職務内容や勤務形態について検証することが望ましい。

(3) 愛知芸術文化センター運営会議

愛知芸術文化センターの適正な運営を図るために、有識者を構成員とする年1回の会議が行われているが、議事録作成にあたって必ずしも発言者の氏名等が記載されていない、代理出席が続いている委員がいる、等の事実が見受けられた。

【意見】

議事録は発言者が誰であるかを特定できる形で作成すること等に留意する必要がある。また、委員は実質的な議論ができる人物に委嘱する必要がある。充て職の場合、団体自体に委員を委嘱し、会議の都度、最も適切な団体構成員を派遣してもらう方式も検討されて良い。

4 施設の管理・維持

栄施設は耐用年数の関係から大規模修繕を考える時期に来ている。

【意見】

予算上の困難があるとしても、中長期的視野から、大規模修繕も含めた早期の修繕計画立案が強く望まれる。

5 指定管理者制度

従前は将来的な大規模修繕の必要性が指定管理者に過度のリスクを強い可能性などを理由として制度導入に対し消極的であったが、平成23年10月に公表された重点改革プログラム（素案）では、平成25年度における指定管理者制度導入を目指す工程が示された。

【意見】

従前の消極的方向からの方向転換は評価に値する。しかし、指定管理者制度導入の検討にあたっては、コスト削減とサービス向上に資するか慎重な検討が必要。また、制度導入に際しては、大規模修繕問題への対処が必要な場合は、事前に指定管理の仕様書に織り込む必要がある。

第2 愛知県美術館

1 愛知県美術館の組織

(1) 愛知県美術館は、愛知芸術文化センターの一施設として、同センター内に設置されている。

愛知県美術館は、美術館長、副館長のもと、企画業務課、美術課が設置されている。また、別に美術館専門委員会及び愛知県美術館美術品収集委員会が設置されている。

(2) 美術館専門委員会は、愛知県美術館の円滑かつ適正な運営及び事業等を協議するため設置されている。

【意見】

美術館専門委員会の開催日から相当期間前にホームページ上等で積極的に開催告知をし、広く一般県民の傍聴の機会を保障すべきである。また、同委員会の委員に公募委員を選任することも検討されるべきである。

2 運営について

(1) 予算及び決算について

愛知芸術文化センター（栄施設）一体として管理しているため、愛知県美術館のみの収支を取り出して、予算及び決算を示すことができないとのことだった。

【意見】

愛知芸術文化センターは、複合館であるがゆえに、愛知県美術館のみの収支状況の把握が困難となっている。共通経費を一定の基準に従って振り分けることにより、愛知県美術館のみの予算決算も行い、愛知県美術館としての収支状況を明確にすることが望ましいと考えられる。

(2) 美術館の設立目的

愛知県美術館の設立目的は、昭和61年3月に定められた愛知県新文化会館建設基本計画において規定されている。

【意見】

設立目的をより具体化した美術館の運営方針と評価基準を策定し、県民その他の利用者に対して積極的に外部にアピールするとともに、美術館内部としても、今後の事業計画の策定や事業評価の基準として活かしていくことが検討されてよいと考える。

(3) 運営の状況の評価について

愛知県美術館においては、企画展の事業評価を行っているものの、常設展や広報活動等を含めた愛知県美術館全体の運営の評価は実施されていない。

【意見】

企画展のみにとどまらず美術館全体の運営状況を評価する基準を策定し、評価を実施することが望ましいと考えられる。

3 美術品の取得、活用、評価について

(1) 美術品等取得基金について

美術品等は、愛知県美術館及び愛知県陶磁資料館のそれぞれが設置す

る収集委員会に諮り選定した作品・資料を、美術品等取得基金により取得している。基金による美術品の購入は、平成19年度以降3年間で9000万円の範囲内で行う運用となっている。

【意見】

3年間で9000万円という一応の基準を立てること自体不合理とまではいえないものの、当該年度ごとに作品の購入の必要性や価格を十分に検討して、柔軟かつ機動的に取得できる基金運用を検討すべきである。

(2) 愛知県美術館美術品収集委員会

美術品収集委員会は、愛知県美術館において収蔵しようとする美術品及び美術に関する資料の選定に関する事務を適正かつ円滑に行うため設置され、学識経験者等の委員5名により構成されている。

【意見】

- 1 購入や寄贈の候補作品の内容や点数に応じて、収集委員会の開催頻度や開催時間を増やすなどして、十分な議論や検討を可能とする方策を検討すべきである。
- 2 持ち回り決議は、「協議」とはいえず、開催要領の解釈が適切でない。持ち回り決議を行う運用を、速やかに是正すべきである。

【結果】

美術品収集委員会について、会議録が作成されておらず、愛知県美術館美術品収集委員会開催要領第5条4項に違反している。委員会の審議内容を事後的に検証し、透明性を図るべく、会議録を作成の上、会議資料とともに5年間保管するよう速やかに是正されるべきである。

(3) 寄贈について

愛知県美術館は、作品の寄贈を受けている。

【意見】

- 1 高額な作品については、できるかぎり特別評価員の評価を経るなどして、作品の評価を慎重に行った上で、作品を受け入れることも検討されるべきである。
- 2 寄贈の受け入れを検討する際には、修復に要する費用を試算するなどして、収蔵後に要する費用と作品の価値を比較検討した上で受け入れの可否を決する仕組みをつくるべきであると考えられる。仮に収蔵時に予測が困難である場合には、その旨明記するなどし、最低限、収蔵後の費用を検討するプロセスを経るようすべきである。

(4) 寄託について

愛知県美術館は、無償で作品を預かる寄託を受けている。

【結果】

寄託候補作品が、収集委員会において協議がなされず、報告事項にとどまると扱われている。かかる運用は、収集委員会開催要領第2条に違反しており、速やかに是正されるべきである。

(5) 貸与について

愛知県美術館は、愛知県美術館所蔵品貸出要領に基づき、収蔵品を他館に貸与している。

【意見】

民間私立美術館や海外美術館など愛知県美術館で借用料を支払っている相手方に収蔵作品を貸与する場合、適正な貸与料を徴収することも検討されてよいと考える。

具体的には、愛知県美術館所蔵品貸出要領を改正し、貸与の範囲、貸与の許可権限、貸与料等の規定を置くことが検討されるべきである。

(6) 作品の管理と公開及び美術品の再評価について

ア 作品の管理

作品の管理は、芸術文化情報システムによるコンピューター管理及び作品カードによる作品管理を行っている。

【意見】

収蔵作品を有効に活用していくために、公開回数の少ない作品を把握し、その有効活用に努めることが望ましい。たとえば、全作品のうちこれまでの公開履歴が1回、2回など少数にとどまるものを抽出して公開頻度を増やす工夫をしたり、作品の種類や作家ごとに公開履歴を分析して、今後の収集に活かしたりするなどして公開や貸与による活用を図るべきである。

イ 作品の処分

愛知県財務規則第119条は、物品の不用の決定について規定を置いている。また、愛知県美術館美術品収集委員会開催要領においても、収集委員会は、「美術品の処分に関すること」を協議すると規定している。

【意見】

作品の必要性が低いなど例外的な場合、作品の売却、交換などの処分や他館へ寄託する可能性も考慮されるべきである。

4 作品の点検について

愛知県財務規則によれば，基金に属する動産も含む物品について，毎年度1回以上点検をし，帳簿に記載する旨規定している。しかしながら，美術品のすべてについて毎年度1回以上点検が実施されていない。

【結果】

毎年1回美術品の点検が実施されておらず，愛知県財務規則第118条に違反しており，かかる状態は速やかに是正されるべきである。具体的には，別途美術品の定期点検に関する規定を整備するなどの方法が検討されるべきである。

5 所蔵作品展について

年間3期ないし4期にわけて，所蔵作品展を開催している。

【意見】

所蔵作品展についても事業評価を実施し，入場者数の増大や収支比率の改善に向けて活用することが検討されてよいと考える。

6 企画展について

(1) 年間4回程度，主にマスコミと共催で，企画展を開催している。

美術館の収入の柱のひとつとして，企画展負担金精算金がある。愛知県美術館は，企画展を実行委員会方式で開催しており，共催者の新聞社等のマスコミと負担金を支出しあって，実行委員会を作り，展覧会の準備，運営を行う。展覧会終了後に決算報告を行い，愛知県及び共催者に精算金が支払われて，実行委員会は解散される。

平成20年度以降，精算金について，予算額よりも決算額が下回っている。

【意見】

- 1 企画展の目標入場者数は，現実的な予測を定立した上，有料入場者数の確保拡大のために具体的な方策を検討すべきである。
- 2 他館の取り組みも参考にして，広報や地域団体の連携など，企画展の有料入場者数の増大を図り，収支状況を改善する具体的な方策が検討されるべきである。

(2) 基本経費分担金

実行委員会は，展覧会をマネジメントする団体（新聞社等）に，作品の借用料，輸送展示費，保険料，企画構成料等を内容とする基本経費

分担金を支出しており、企画展によっては3000万円以上に上っている。しかし、使途の明細の開示を受けていないなど手続に不備がある。

【意見】

- 1 基本経費分担金については、少なくとも、指名審査会における1者随意契約としての適格性の審査を経た上で、マネージメント団体から見積書として、基本経費分担金の内訳明細の提示を受け、金額の妥当性について十分検討すべきである。
- 2 支出金額に照らして実際にマネージメント団体の行った企画構成等の内容及びその効果という費用対効果の検証がなされるべきである。

(3) 事業評価

愛知県美術館では、企画展について事業評価書が作成されている。

【意見】

- 1 他館の取り組みを参考に、年度ごとに企画展の目標と評価基準を定め、事後的な検証も行い、今後の企画展に活用すべきである。
- 2 目標入場者は現実的な数値を立て、入場者確保のための具体的方策を工夫すべきである。
- 3 上述のとおり、新聞社等のマネージメント団体の活動についても、費用対効果の見地から検証がなされるべきである。

7 ギャラリー展示室について

芸術文化センター8階にギャラリー展示室10室が設置されている。

平成12年以降、ギャラリー使用料は値上げされていない。

【意見】

周辺の類似施設の使用料と比較しつつ、展示室の使用料の値上げを検討すべきであると考えます。

第3 愛知県芸術劇場

1 施設概要

愛知県芸術劇場には、大ホール、コンサートホール、小ホール、大・中リハーサル室の設備がある。

2 受付方法

受付には、一般受付のほか、先行受付である優先受付が大ホール・コンサートホールには設けられている。受付は施設毎に3ヶ月ないし2ヶ月前に締め切られる。愛知県芸術劇場で行いうる行事には芸術文化に関するも

のとの縛りはあるものの舞台公演のみならず、会議及び講演会、国等の式典、大会等が掲げられているが、実際には舞台での実演と組み合わせなければ利用が認められず、会議及び講演会のみでホールを使用することができないのが実情である。また、受付期間経過後の申込は一切認められていない。

【意見】

主たる内容が文化・芸術に関するものである限り、実演を必須とすべきではない。また、利用率向上のため、一般申込締切り後は、講演等、比較的舞台準備を要しない利用形式に広く門戸を開くことが望ましい。

3 キャンセル・未収

事前審査を的確に行っており、利用許可後に正当な理由もなくキャンセルするような利用者はほとんどいないとのことであるが、仮に正当な理由なきキャンセルの申し出があった場合は認めないとのことである。

【意見】

正当な理由なきキャンセルがあった場合には、使用料徴収を行う必要があり、そのため条例改正を含めた対応を検討すべきである。

4 利用率

各ホールの利用率は、概ね60%～80%の間で推移を続けている。

【意見】

文化芸術目的利用以外のニーズが多数あるのであれば、ある程度柔軟にこれに応えることが県民サービスとして考えられて良い。

第4 愛知県文化情報センター

1 概要

愛知県文化情報センターは県民に「芸術」を身近に感じてもらうための組織である。アトライブラリー、アートプラザの設置のほか、自主事業などを行い、また愛知芸術文化センターの広報も行っている。

2 アトライブラリー

芸術に関する専門的な資料を広範囲に収集公開している図書館である。一般向け資料を収集している愛知県図書館とは、棲み分けができています。

3 アートプラザ

アートプラザは、オープンスペースとして設置されており、芸術文化に関する情報をチラシ・ポスターのほか情報端末でも閲覧でき、また、芸術を志す人たちが交流などでもできる施設である。

4 アートスペース

アートスペースは、様々な芸術活動の表現・交流の場として小人数から

大人数まで利用できるスペースとして、40㎡の部屋から360㎡の部屋までが用意されている。利用率については、展示向けスペースは高いが、小規模の会議室的な部屋は低く、特にアートスペースBは10%前後と極めて低い。広報はウェブサイトで行われているが、一見すると文化芸術以外の目的での利用が難しいと受け取られる可能性がある。

【意見】

アートスペースBについては、利用率が低いため、料金引き下げやアートスペースAの控え室としてのセット料金設定などにより利用率向上を図る必要がある。また、会議室的スペースについては、告知方法と需要にミスマッチがあると考えられるので、これらについては芸術に興味のない方にも伝わるような方法で告知することが望ましい。

5 広報誌AAC

愛知県文化情報センターでは、広報誌AACを発行している。平成22年度までは7000部を年4回発行していたが、厳しい財政状況の中、平成23年度からは年3回発行へと減じられた。

6 自主企画

愛知県文化情報センターでは、自主企画事業として、様々な発信を行っているが、これらについて明確な評価方法は確立されていない。

【意見】

評価方法については、アンケートなどを活用し客観的な資料に基づいて自己評価できる仕組みを構築することが望ましい。

第5 その他施設

1 駐車場

愛知芸術文化センターの地下3階から地下5階は駐車場（アートスペース東海）となっている。地下3階・4階は、栄施設建設時に取り壊された民間駐車場の代替施設として民間業者が所有している。地下5階は県所有であるが、190台分の駐車スペースのうち140台分につき当該民間業者に行政財産特別使用許可を出し、民間業者が一括管理している。この使用許可に際しては、一貫して使用料の2分の1の減免が行われており、平成23年度においては、約5426万円が減免されている。なお、本施設では、構造上、他の業者に特別使用許可をするのは極めて難しい。

【意見】

使用料の減免においては一括管理のメリットを考慮するだけでなく、類似施設での使用料の調査等減免額の適正性を基礎づける資料を揃えた上で、減免の是非・減免幅についてより慎重に判断をすべきである。

2 レストラン・喫茶等

1度目の公募に応募のなかったレストラン（10, 11階）、ビュッフェ及び喫茶店（地下2階）については、再公募に際し、使用料の2分の1ないし3分の2の各減免を前提に公募がなされ、現在も当該減免率での使用許可がなされている。なお、他のレストラン・喫茶については減免はなされていない。

【意見】

減免にあたっては、大幅減免を前提に公募を行うのではなく、減額が可能である旨を条件に公募を行い、使用希望者から減免額を提示させる方法も考えられて良い。また、減免前提で公募をかけるのであれば、減免額の適正性を基礎づける疎明資料を収集し、より緻密な減免率を算出した上で公募を行うべきである。

3 アートショップ及びプレイガイド

アートショップ（10階、地下2階）及びプレイガイドについては、いずれも財団法人愛知県文化振興事業団に行政財産の目的外使用許可を出し同財団により経営が行われている。いずれについても、使用料の減免は行われていない。

4 財団法人愛知県文化振興事業団事務所

財団法人愛知県文化振興事業団の事務所として利用されているスペース（196.80㎡）の使用料については、100%の免除を受けている。

【意見】

本事務所については、設立経緯等から収益事業を行うのでない事務室について全額減免を行うことも十分ありうるが、他の用途での利用との関係等も考慮し、事務室の広さが相当であるか否かの判断は必要であろう。

5 愛知芸術文化センターにおける減免の問題点

【意見】

減免割合を決定する際の検討は客観的な資料（近傍施設あるいは類似施設の賃料に関する資料、簡易鑑定書等）を加味しながら、より詳細になされてよい。また、特別使用許可が毎年繰り返されるような場合は、当初の減免割合を絶対のものとし、3年ごとに近隣の賃貸借類似事例等を参考に、増額が相当と考えられる場合には、使用料の減免幅も見直し、その増額した使用料を前提とした許可をすべき場合もあると考える。行政財産の目的外使用が常態化しているような場合で、「細目料金」の定める使用料が適正な使用料と乖離しているのであれば、使用料の減免という例外措置を繰り返すのではなく、「細目料金」での基準とは別に、個別の使用料基準を設けることを検討してもよいのではないかと考える。

第5章 愛知県図書館（愛知芸術文化センター名城施設）

第1 概要

愛知芸術文化センターの中核施設の一つとして、平成3年4月に開館したものである。

第2 組織

1 職員

(1) 過去10年間において、職員総数にはほとんど変化はないが、司書資格を有さない正規事務職員が半減し、正規司書職員も約2割減少した。

(2) 司書

ア 正規職員の司書には30歳未満の者はおらず、40代、50代の職員が大半を占めている。また、嘱託職員を含めても、30歳未満の者は5名に過ぎず、現状の年齢構成は、ややバランスを欠いている。その結果として、人件費の圧縮を困難にしているという面もあるものと思われる。

【意見】

若手の人材育成と経費削減の両方の観点から、職員の退職にあわせて、職員の年齢構成にも配慮した配置が求められる。

イ 愛知県図書館における勤続年数

正規職員・嘱託職員共に、愛知県図書館における勤続年数が長期にわたる者が相当数存する。

この点、現在においても、県内の施設との交流を図り、館内においても配置替えなどをして人事交流を図っている。また、更に、平成22年度より、嘱託職員を対象に「任用更新判定制度」を導入し、勤務状況の悪い者については更新しないこととするなどの取り組みがなされるようになってはいる。

【意見】

職場における緊張感の維持、司書としてのスキルアップのため、更なる人事交流の活性化に努めるべきである。

(3) 人件費全体は、正規職員数の減少に伴い、平成19年度から平成22年度にかけて、約2割の削減がなされている。職員一人あたりで見ると、嘱託職員の報酬は、ほぼ横ばい状態であるが、正規職員については約100万円減少している。

第3 蔵書・資料の選定・管理

【結果】

蔵書点検は4年間で一巡するよう計画的に点検範囲を決めて行っているが、愛知県財務規則第118条によれば、毎年1回以上の蔵書点検を行うことが必要であり、現在の運用は同条に違反している。人員予算ないし時間的制約から毎年1回以上の点検の実施が困難であれば、別途蔵書の定期点検に関する規定を整備する等の方策を早急に検討すべきである。

第4 事業内容

1 利用者向けサービス

(1) インターネットを利用したサービス

インターネットによる貸出中資料への予約の利用、ホームページ、横断検索「愛蔵くん」、携帯サイトへのアクセス数は順調に増加している。

(2) 利用者からの購入依頼，他館からの資料の取寄せについて

ここ数年は、購入達成割合は90%台後半で推移しており、利用者が購入を希望した図書についてはほぼ購入がなされている。また、他館からの借受件数も大幅に増加している。

(3) 利用者層に応じたコーナーの設置

ア ビジネス情報コーナー，多文化サービスコーナー，ティーンズコーナー等利用者層に応じたコーナーを設置している。

イ なお、ティーンズコーナーにおける利用者参加型企画「てこぼん」のネーミング及びこれに関するオリジナルキャラクターを作成するにあたり、第三者の保有する知的財産権との抵触の可能性については、事前に調査確認等は一切行われていない。

【意見】

事前の調査確認は最低限必要である。場合によっては自らが権利化することも検討されるべきである。

2 市町村図書館等を介したサービス

(1) 市町村立図書館と連携し，愛知県図書館の資料の貸出（協力貸出）や愛知県図書館を経由した相互貸借等を行っている。

(2) 県内大学と愛知県図書館との間で，定期搬送便（貸出，借受）の実証実験を行っている他，高等学校を中心に，学校図書館への支援サービス（協力貸出を含む）等も行っている。

第5 情報管理システム

1 図書館システムについて

(1) 蔵書管理・検索システム・利用者管理は、全て一つの図書館システムとして運用している。現在は第3期図書館システム（平成18年度～）を運用中である。

(2) 図書館システムの業者の選定について

導入業者の選定は一般競争入札により行い、メンテナンス業務については落札業者と随意契約している。

【意見】

次期システムの導入にあたっては、システム構築部分のみの一般競争入札にとどめず、メンテナンス業務の金額についても想定した形での業者選定方法を検討するべきである。

2 アクセス回数のカウント方法

アクセス回数は蔵書検索の入力画面でカウントしているが、最近はこの画面を経由しない利用が増えたため、正確なアクセス回数が把握できていない。

【意見】

利用者の利用形態の変化を踏まえ、アクセス回数のカウント方法の見直しも検討すべきである。

3 利用情報の活用、更なるサービスの拡充

【意見】

1 個人を特定しない形での利用情報を活用し、利用者のニーズの把握に役立てるべきである。

2 更なるインターネットを通じたサービスの拡充（メールマガジンの配信等）も検討すべきである。

第6 5階レストラン等

5階レストラン部分については、行政財産の目的外使用許可を行う形で民間事業者が運営をしている。使用料は、条例に基づき算出されているが、前業者の時代より引き続き2分の1の減免がなされている。

【意見】

減免割合を算定するにあたっては、減免を相当とする資料の裏付け（不動産鑑定士による簡易鑑定書など）を必要とすべきである。

第7 5階会議室

5階には、大会議室、中会議室、小会議室A Bの4つの会議室が存するが、現時点において一般向けには利用許可をしていない。また、利用の大半が愛知県の自己使用である。その結果として、稼働率は極めて低いものにとどまっている。

【意見】

行政財産の有効活用の点から、「目的外使用」として、図書館運営上支障が生じない範囲内において、一般向けに利用を認めることを検討すべきである。

第8 業務効率化に向けた取組み、指定管理者制度

1 業務効率化に向けた取組み

現在、窓口業務やバックヤードの事務・整理作業は、既に非常勤化（嘱託）により実施している。また、貸出・返却、利用者登録等の業務は1階で集中して行うこととし、正規職員の指示の下、嘱託職員が行っている。また、清掃、警備、電気・空調設備などの運転管理及び各種設備の保守点検、書誌データ作成、資料装備、AV室のカウンター業務（視聴・貸出・返却）なども、既に民間委託により実施している。

2 指定管理者制度導入についての検討状況

現在、検討が進められているのは施設管理業務のみを対象とするものである。制度導入を前提に、対象業務の範囲や導入による費用削減効果等の検討が進められている。

【意見】

- 1 検討対象業務の多くが既に個別には外部委託化等が進められているものであり、民間事業者等が有するノウハウを活用することによる住民サービスの向上、経費削減といった観点からどの程度の効果が認められるのかを十分調査・検討の上、導入の是非・導入の範囲を検討すべきである。
- 2 本来、運営業務にこそ、指定管理者制度導入による効果が期待されるが、公立図書館は、単なる公の施設ではなく、教育機関ないし研究・調査機関としての位置づけがある。そのため、とりわけ運営業務に指定管理者制度を導入するかどうかは、なお慎重な検討が必要であると思われるが、制度導入の有無に関わらず、正規職員（司書）による専門的な知識や判断が必要な業務と民間委託（又は非常勤化）が可能な業務の更なる切り分けは可能であると思われるし、その検討が求められる。

第6章 愛知県陶磁資料館

第1 愛知県陶磁資料館の概要

愛知県陶磁資料館は、陶磁文化の振興、陶磁器に関する文化財の保存等を目的として、昭和53年6月1日に現在の南館が開館し、その後順次、本館の一部、茶室、西館が開館するなどし、現在の施設となっている。

第2 組織

- 1 平成22年4月1日現在、正職員は16名、非常勤職員は12名（総長、再任用職員2名を含む）、任期付採用職員1名である。その他に、運営会議運営委員が13名、資料委員会委員が7名である。
- 2 総長は、愛知県陶磁資料館総長設置要綱に定められた非常勤の特別職であり、愛知県副知事が兼務し、無報酬である。
- 3 館長の設置は愛知県陶磁資料館条例及び愛知県行政組織規則に定められており、副館長の設置は愛知県行政組織規則に定められている。

【意見】

総長は、年数回、式典や会議に出席することなどが主な業務であり、館長において総長の職責を全うすることは可能と考えられる。総長の必要性について検討する必要がある。

- 4 職員は、総務課が、正職員5名、非常勤職員4名（うち再任用職員2名）、任期付採用職員1名で、学芸課が、正職員9名、非常勤嘱託員7名である。
- 5 陶磁資料館運営会議運営委員

資料館の運営に関すること、常設展、企画展及び普及活動に関することなどを協議しているが、個々の企画展・特別企画展の収支について協議されている形跡が無い。

【意見】

個々の企画展・特別企画展の収支についてまで踏み込んで協議を行うべきである。

- 6 陶磁資料館資料委員会資料委員

陶磁器や陶磁器に関する資料の購入や寄附の受入に関して適正な選定を行っている。

第3 愛知県陶磁資料館所蔵の作品

- 1 作品数

平成23年3月31日現在、所蔵の総作品数は合計5746点である。

2 作品の購入について

「美術品等取得基金」により作品を購入している。購入の予算は、平成19年度以降、3年間で1億2000万円、そのうち、陶磁資料館の作品購入予算は3000万円の範囲内で執行する運用である。

【意見】

3年間で3000万円という限定を設けると、硬直した作品購入の検討しかできなくなるので、柔軟な購入ができるような運用をすべきである。

3 作品の寄附

愛知県陶磁資料館は、作品の寄附または寄託も受けている。平成22年度、寄贈者数13名、寄贈点数181点、評価額総額2052万円である。

4 展示品の貸し出しについて

陶磁資料館が、その所蔵作品を他館へ貸し出すときは、貸出料は一切徴収していないが、他館から作品を借り入れる場合、私立の施設等からの借入は有償となる場合がある。

【意見】

借り入れの際に費用が発生する施設もあることを考えれば、片面的にならないよう、当該施設に対して有償化することも検討すべきと思われる。

第4 展示について

1 常設展

本館で展示している『現代の陶芸』は毎年テーマを変えて展示替えを行っているが、それ以外は、定期的な展示替えの予定はない。収蔵作品数5746点のうち、常設展示されている作品は844点である。

【意見】

愛知県陶磁資料館の顔となる主要作品を除いて、半年ごとに1回入れ替えて、多くの所蔵作品を順次展示できるようにすべきである。

2 企画展・特別企画展

(1) 過去5年間で、観覧者数が1万人を超えたのは、平成19年度の「うつわ百花繚乱」の1回だけである。それ以外は、観覧料収入によってその支出を賄っておらず、支出幅が多いものでは1回だけで1000万円以上の支出過多となっている。

【意見】

多額の不足分を発生させないよう収支バランスも考慮しながら、より多くの観覧者が訪れるような企画や広報を検討すべきである。

(2) 毎年の個々の企画展・特別企画展毎の収支明細の作成が制度化されておらず、個々の企画展毎の支出の明細の確認ができない。

【意見】

個々の企画展・特別企画展毎の収支明細を毎回しっかりと作成するよう制度化し、運営会議においても個々の企画展・特別企画展の収支明細をチェックすべきである。

第5 陶磁資料館の観覧者数について

平成17年度に増加した以外は、ほぼ横ばい状態である。来館者は50歳以上が76%も占めており、かつリピーターが7割以上である。

【意見】

新規の来館者、特に、若年層を取り込めるような、企画展・特別企画展や野外イベントなどの対策を検討することが必要である。

第6 陶芸館について

陶芸館は、陶芸指導員の指導のもと、来館者が、作陶や絵付けができる体験施設である。陶芸館の利用者数について、過去10年間において、中学校の利用のみ増加しているが、それ以外は、漸次減少傾向となっている。

第7 広報活動について

全ての企画展・特別企画展について新聞社と共催にするとともに、個々のイベント等についても記者発表を行っている。平成23年度からは愛知環状鉄道とリニモに年間通して駅貼広告を行うようになった。また、ポスターをコンビニエンスストア4社で掲示している他、各種団体や県内の小中高等学校などに案内等を郵送したり、訪問PRをしている。

【意見】

愛知県や愛知県内の市町村等の自治体と一体となって、県民に対して広報活動すべきである。また、企画展・特別企画展について、新聞各社やテレビ局等のマスコミに対して、広範囲に広報活動すべきである。

第8 陶磁資料館の収支について

1 陶磁資料館の収支について

平成19年度以降、陶磁資料館にかかる費用の約半分以上が、愛知県の一般財源によって賄われている。平成21年度決算上、陶磁資料館の総収入4億1331万4429円に占める観覧料収入971万1820円の割合は、0.023という数字となる。

2 業務委託費について

平成19年・20年度をピークとして若干減少している。100万円以

下の随意契約による委託が増加しているため、総委託件数は増加しているが、随意契約の総額は年々減少傾向にある。大きな金額である清掃業務、電話交換業務、警備業務、設備管理業務は、削減努力が行われている。

第9 レストラン、ショップ、茶室の運営

1 レストラン運営会社

陶磁資料館には、来館者向けに、レストラン「とうじ」、ミュージアムショップ、茶室「陶翠庵」があり、全てG社が運営している。

2 使用料の減免手続について

使用料の減免をしている。そのため、本来の使用料に比べ、減免された実際の使用料はかなり低額となっており、両者に乖離があると、陶磁資料館自体にとっても不利益である。

【意見】

レストランの運営主体を替え、レストランでの食事自体を目的に来館してもらえるような集客力のある運営主体にレストラン業務を行わせることも一考すべきであろう。

第10 指定管理者制度の導入

愛知県陶磁資料館は、現在に至るまで、指定管理者制度は導入しないとの方針をとってきたが、平成23年10月の「行革大綱に係る重点改革プログラム（素案）」では、「学芸員が直接関わらない施設管理業務への指定管理者制度の導入効果について検討する。」と記載されている。

【意見】

博物館としての展示・企画や集客的な経営・管理部門と学術部分である調査研究部門を分離し、調査研究部門のみを県直営として残し、その他を全て指定管理者とすることを検討するべきと思われる。その場合には、年間複数回行われる企画展・特別企画展に対しては、一定回数を学芸員が行えるよう条件を付けて行うこともありうると思う。

第11 陶磁フェスティバル

愛知県陶磁資料館開館30周年を記念して、平成20年10月25日から同年11月24日に開催された。延1万6000人の来館者があった。

【意見】

陶磁フェスティバルでは、「やきもの市」に多くの参加者が集まっていることから、今後のイベントなどは、商業的な要素を広く実施し、集客に結びつけるなどの方策も検討すべきであろう。

第12 施設の有効活用のための施策

- 1 公営・私営の類似博物館及び陶磁関係の祭りの入場者・参加者状況
同じやきものに関する祭りなどは、名古屋市内でなくとも、陶磁資料館よりも遙かに多くの利用者（参加者）がいる。

【意見】

ミュージアムショップの拡大・充実ややきものの展示即売会、地元や周辺地域の窯業業者との連携によるやきものイベントを行うなど、参考にするべきことは多いと考えられる。

- 2 名称変更について

「愛知県陶磁資料館」という名称は、博物館的な印象が薄く、一般の県民・市民が利用する施設ではないのではないかという印象を与える。

【意見】

全国に誇れる収蔵作品を展示している施設であること、もっと県民に興味を持たれること、そして観光の名所となることなどを総合的に考えて、それにふさわしい名称に変更すべきである。

- 3 学校や教育機関との連携

過去5年の小中学校の利用状況は、ほぼ横ばいである。地元及び地元周辺の小中学校の利用が少ない。

【意見】

瀬戸市やその周辺自治体の小中学校に対しては、学校の授業の一貫として学校単位で利用されるよう、積極的に教育委員会などの関係各署や愛知県下の各自治体や教育機関とも広く連携を図るべきである。

- 4 友の会の活用

昭和58年10月に、「やきもの文化」の進展に寄与することを目的として、任意団体として友の会が設立された。

【意見】

友の会会員の増員のためのPR活動や、友の会と連携して、来館者の増加につながるイベントを企画・開催することも必要と思われる。

- 5 広大な土地の有効活用

愛知県陶磁資料館は、敷地面積約27万㎡（尚、建物延床面積約2万㎡）という広大な敷地を有しているが、敷地自体は、何ら有効利用されていない。

【意見】

広大な敷地を利用して家族で楽しめるようなお祭りの企画などを開催することも検討したらどうか。

第7章 財団法人 愛知県文化振興事業団

第1 はじめに

財団法人愛知県文化振興事業団（以下「事業団」という）は、民法旧第34条により、愛知県から20億円の出捐を受け平成4年4月1日に設立された。基本財産が20億円以上である他県の文化振興関係3法人与事業団を比較すると補助金割合が高い運営になっている。

【意見】

事業団は全国でも特徴的なソフト事業を主とする財団であり、厳しい県財政においてはさらなる予算規模の縮小も検討すべきである。

第2 人事について

1 職員については、専門性の蓄積が重要である。

【意見】

専門的な知識、経験については、さらなる専門性を高めるために専門性の高い固有職員に蓄積、発展させていく必要がある。

2 理事9名については、平成20～22年度の理事会への平均出席理事数が、4.6人であった。理事は基本的に充て職である。

【意見】

出席率を高め、理事らによる活発な文化振興、経費の削減を考えた実質的な議論がされるべきである。

3 評議員も充て職であり、県民の意見が評議員会に反映されているか疑問もある。

【意見】

他団体の例を参考にして、一定の評議員を公募することも検討されたい。

第3 基本財産

基本財産20億円については、設立当時長期金利6%前後をもとに、運用益で運営費（人件費+管理費）を賄える額として決定されたが、現状金利は0.8～1.8%である。

【意見】

今後ますます厳しい経営状況にあり、事業団の経営転換を検討してもよい。

第4 文化振興事業団の事業について

- 1 芸術文化事業を始め、文化活動支援事業、普及啓発事業、企画広報事業などの各種事業を行っている。
- 2 芸術文化事業、小ホール事業については、子供のためのシェークスピアカンパニーなどのように、入場者一人あたりの補助金額が1万円を超えるものがある。

【意見】

愛知県においても補助金の交付に際しては厳密な審査が求められるとともに、入場者の受益者負担の増額をすることも検討されたい。

- 3 文化活動支援・人材育成事業・地域の文化振興に関する事業、企画広報事業について、愛知県の補助事業としてなされている。

【意見】

補助金交付審査は厳密にすべきであり、効果測定をすることも必要である。

第5 オペラ事業について

- 1 民間事業者もオペラ公演を行っており、事業団よりも料金設定が割高である。

【意見】

許される場合には、入場料金の増額も検討されたい。

- 2 カルメンやホフマン物語などは、事業団のみで行う方式ではなかった。

【意見】

事業団は、県負担を削減するために積極的に、実行委員会方式や共催方式の可能性を検討すべきである。

- 3 舞台制作につき、ホフマン物語やファルスタッフにおいて、業者との間で数千万円の一者見積もりによる随意契約をした。

【意見】

一者見積もりでの随意契約も仕方がないところもあるが、契約内容の精査を具体的綿密に行うべきである。

- 4 地元共催オペラの演目決定を、共催団体に委ねることは効果的ではない。

【意見】

本来、理事会や評議員会がその役目を果たすべきであり、有能な人材の人選、活発な議論が必要である。

- 5 ホフマン物語舞台セット譲渡

ホフマン物語舞台セットがスロベニア歌劇場へ無償で譲渡されることに

なり、平成23年9月22日の中日新聞に報道された。

【意見】

4千万円を超える額で制作された舞台セットであり、有償譲渡や、少なくとも経費の負担を要求する等、何らかの方法がなかったのか、再考の余地がある。

6 業者の評価

ファルスタッフにおいて、一部ソリストのマネジメント疑義の件が発生し、契約変更し、一部ソリストとは直接契約をした。

【結果】

近い年度に、契約履行を十分にしていない事例があるにも関わらず、そのまま契約実績を良好と評価し随意契約していることは妥当でない。

第6 補助金について

事業団が県から交付を受ける補助金としては運営費補助金と事業費補助金がある。事業団は実質的収入の約7割5分もを、補助金収入等の県の実質負担に頼った経営になっている。

【意見】

当初とは時代の変化等もあり、事業団のあり方の抜本的改革が求められる。

第7 公益法人認定について

- 1 事業団は、平成24年度に公益法人認定を受けるための手続きを取っている。理事、評議員の出席については、公益法人においては、これまで認められていた委任状による代理出席が認められなくなる。

【意見】

充て職ではなく、実質的に理事会に出席し、経営の議論ができる理事、評議員を選任すべきである。

- 2 基本財産の取り扱いについて

【意見】

法人の解散等の場合における基本財産の帰趨を協議し、愛知県への譲渡を含め決定しておくべきである。

第8 総括

事業団は、県財政で許される範囲での補助事業をすべきである。

【意見】

財団はソフト事業を主としており、基本財産を縮小しても目的を達成するものであり、県への譲渡等を含め検討すべきである。

第8章 トリエンナーレ

第1 あいちトリエンナーレ2010の概要



あいちトリエンナーレ2010は、「都市の祝祭 Arts and Cities」をテーマに、建畠哲氏を芸術監督とし、平成22年8月21日から同年10月31日まで、愛知芸術文化センター等で開催された。主催は、あいちトリエンナーレ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）、愛知芸術文化センター、名古屋市美術館である。

あいちトリエンナーレ2010に係る事業は、実行委員会主催事業と、国の基金を活用した緊急雇用創出事業基金事業（県11，市1）である。

緊急雇用創出事業基金事業を含めた、あいちトリエンナーレ2010の総事業費は、17億3076万2026円である。

第2 あいちトリエンナーレ2010の収支等

- 1 あいちトリエンナーレ2010は、実行委員会方式により開催された。この実行委員会方式とは、負担金、事業収入、広告・協賛金等収入により事業を行い、事業で得た収支差額については、負担金の割合に応じて、負担金支出者に返還する、という方式である。
- 2 あいちトリエンナーレと愛知県の関係
実行委員会に対する負担金支出者は、愛知県及び名古屋市の二者であり、県が3，市が1という負担割合となっている。
実行委員会の会長は、愛知県知事であり、事務局も愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室に置かれる等、あいちトリエンナーレ2010は、愛知県が主導する立場であったものである。
- 3 実行委員会の収支等
実行委員会主催事業の総事業費は、約12億0754万円である。そして、県が負担金として、最終的に実行委員会に対して支出した総額は約6億5859万円であり、県の負担金が、実行委員会主催総事業費の5割以上を占めている。他方、実行委員会の事業収入は、約2億8335万円であり、実行委員会主催総事業費に占める割合は、約23%である。

【意見】

公的負担が非常に大きな割合を占める事業であることを常に意識し、内容を十分議論し、事業収入の割合を増やすよう努力すべきである。

第3 芸術監督選任手続

- 1 芸術監督は、トリエンナーレの学芸業務の最高責任者であり、参加アーティストや、その企画内容等の決定権限を掌握している。そして、実行委員会の運営会議には、芸術監督が決定した作家等について、事後に報告がなされる。このように強大な権限を持つ芸術監督については、その選任手続は、適正かつ慎重に行われる必要がある。
- 2 あいちトリエンナーレ2010における芸術監督選任手続は、芸術監督選考委員会の推薦を受けた人物について、運営会議にて決定するというものであった。この決定について、運営会議は実際には開催されず、書面の持ち回り決議によって、芸術監督選任を決定していた。
- 3 そして、実行委員会から、芸術監督に対しては、委嘱状を交付しただけであり、芸術監督側からの承諾書面はなかった。また、芸術監督への就任依頼書面においても、職務内容について詳細な記載はなかった。

【意見】

- 1 芸術監督の選任にあたっては、書面の持ち回り決議によるのではなく、実際に運営会議を開催し、選考委員会の結果とともに、その委員会で示された資料も、運営委員に提示したうえで、決議することが望ましい。
- 2 芸術監督の権限をより具体的に明らかにした書面を芸術監督に交付したうえで、芸術監督の署名押印をもらうなどし、芸術監督が当該書面を確認したことを明らかにしておくべきである。

第4 ディスプレイ委託費

- 1 実行委員会における契約は、愛知県財務規則に準じて行うことになっている。
- 2 問題点
 - (1) あいちトリエンナーレ2010の作品展示ディスプレイ委託業務において、入札にかけたものはすべて、最低入札価格が執行予定価格を大きく上回り、入札は不調で終了した。その後、実行委員会が、最低価格を入札した業者と協議をしたうえで、執行予定価格内で、随意契約を締結している。このように、執行予定価格と実際に入札された価格との乖離が大きく、しかも、ディスプレイ委託について入札を行った契約についてすべて入札が不調に終わったという事態は、正常とはいえない。
 - (2) 当初の委託契約を締結後、追加制作業務を当該受託業者に随意契約により発注しているケースも多く、なかには、もとの契約金額を超える金額の追加制作業務を発注しているものもあった。そして、追加制作業務

については、そのほとんどの場合が、愛知県財務規則第164条の2運用通知3(2)ウ「他に競争しうる業者がないとき」に準ずるとして、当該業者のみからしか見積書をとっていなかった。

- (3) あいちトリエンナーレ2010のディスプレイ委託業務において、入札参加者又は見積業者として選定された業者をみると、ほとんどが同じ業者である。

【意見】

- 1 執行予定価格の算出をより緻密に行うべきである。
- 2 時間的制約のため、最低限のディスプレイのみ先に発注し、追加ディスプレイを随意契約により後から発注することが違法とまではいえませんが、作家からディスプレイ方法について、あらかじめ指示を得ておき、追加・変更は、最小限とすべきである。
- 3 ディスプレイ制作業務について、より幅広く業者を選定することを検討してはどうかと思われる。

第5 長者町会場借用謝金

長者町会場借用謝金合計額は、125万5000円である。そして、謝金が交付されたうちの6割以上が、相手方の意向により、現金ではなく、商品券で交付されていた。

【意見】

收受関係を明らかにするという観点からは、現金の振込みによる方法に統一することが望ましい。

第6 現代美術企画コンペ

- 1 あいちトリエンナーレ2010においては、国際展とは別に、企画コンペによって選ばれたプログラムによる現代美術展も実施された。同コンペにおいて選ばれた21企画については、1企画当たり100万円を上限とする助成金が実行委員会から支払われた。
- 2 99万円以上の請求があった企画者は10人で、うち満額請求者は4人であった。また、支出合計額に対する「旅費・宿泊費」の割合が高い傾向があり、その割合が40%以上の企画者は9名で、特に外国人の企画者等は、50%以上が「旅費・宿泊費」となっている。さらに、領収書のコピー及びレシートも提出可とされており、領収書については宛名の記載がないもの、企画者や作家の個人名が宛名となっているものが多々あった。
- 3 問題点
 - (1) 助成金の殆どが旅費・宿泊に費やされている。

- (2) 同種の支出であっても、企画者により計上されている項目が異なる。
- (3) 領収書の要件が緩い。

【意見】

- 1 本助成金について、枠組みを再検討すべきである。
- 2 レシートは原則禁止とし、領収書にその内訳を記載するか、別途明細を添付するように指導すべきである。
- 3 領収書は、原則原本のみとし、コピーは禁止とすべきである。
- 4 領収書の宛名は「トリエンナーレ実行委員会」又はそれと同一であると判断できるものに統一すべきである。
- 5 展示機材の購入は企画者の負担とし、レンタルした際はレンタル費用を制作費として計上できる旨を徹底すべきである。

第7 トリエンナーレ終了後の作品

- 1 参加した作家の作品の処分方法及び費用負担について、参加規程の文言が一義的に明確ではない。
- 2 実行委員会が会場を借用して展示を行った場合について、実行委員会と貸主との間の契約上は、実行委員会が会場の原状回復義務を負っているところ、原状回復義務を貸主から免除されたにもかかわらず、それについて書面を取り交わしていないケースがあった。

【意見】

- 1 作品の処分方法及び費用負担について、参加規程に一義的に明確な規定をおくべきである。
- 2 原状回復義務の免除等権利義務関係の得失については、書面を取り交わすべきである。

第8 経済波及効果

愛知県ホームページにおいては、「あいちトリエンナーレ2010の開催によって、愛知県内において約78億円の経済効果があったと考えられる」との記載があり、読み手によっては、愛知県内において約78億円全てが費消されたかのように受け取られる可能性がある。しかし、作家等の中には、海外在住のものもあり、そのほとんどが愛知県在住ではない。また、委託業務について、東京の業者に発注しているものも多い。よって、主催者等支出の金額全額が「愛知県内」において実際に消費されたものではない。

【意見】

経済波及効果を絶対視をしないようにし、また、内容について誤解なく伝わるよう記載方法に注意すべきである。